

～初めに～消費税判定表の概要と使い方

令和 5 年 5 月

税理士事務所では定期的に(通常は課税期間開始の 1-2 か月前)に、顧問先企業の消費税課税状況の確認を行い、必要に応じて消費税に関する届出書を提出します。

この消費税判定表は、それらの確認作業を行うためのツールです。

この判定表は免税課税の確認、および本則簡易の比較検討に役割を絞り込んであります。また、BtoB事業であるがインボイス登録を行わない事業者など、レアケースと思われるものは詳しく取り扱いません(個別判断とします)。

この判定表はできるだけ内容を絞り込み、シンプルなものに仕上げられています。従いまして、既に消費税の仕組み・インボイス制度を専門家として十分理解されている方のご利用を想定しております。

消費税判定表その一は、全ての顧問先について作成します。  
消費税判定表その二は、その一でC判定(=本則課税と簡易課税の比較検討が必要)となった顧問先についてのみ作成します。

消費税判定表その一・その二とも左右 2 ページで構成されます。  
まず右側ページを全て完成してから、左側ページの判定を行う流れです。

【消費税判定表その一（免税課税の判定）】

お客様番号 お客様名	（現年度の課税状況）		
	免税	簡易	本則
判定対象期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
係印・検印	（担当）	（上長）	（所長）

◆判定結果（ABCDEのいずれかに丸をつける）

A	免税事業者	<input type="checkbox"/> BtoC事業のみ＝該当する かつ <input type="checkbox"/> インボイス事業者＝非登録 かつ <input type="checkbox"/> 売上金額の判定＝いずれも1千万円以下 かつ <input type="checkbox"/> その他の確認事項＝いずれもなし
B	課税事業者 （二割特例）	<input type="checkbox"/> インボイス事業者＝登録済み かつ <input type="checkbox"/> 基準期間の課税売上高＝1千万円以下 ※令和8年9月30日含む課税期間までの特例
C	課税事業者 （本則簡易有利判定）	<input type="checkbox"/> インボイス事業者＝登録済み かつ <input type="checkbox"/> 基準期間の課税売上高＝1千万円超5千万円以下
D	課税事業者 （本則課税）	<input type="checkbox"/> インボイス事業者＝登録済み かつ <input type="checkbox"/> 基準期間の課税売上高＝5千万円超
E	個別判断	<input type="checkbox"/> 上記A～Dのいずれにも該当しないケース

↓↓↓

C判定の場合は消費税判定表その二へ進む。

【消費税判定表その一（免税課税の判定）】

◆BtoC事業の判定

項目	どちらかに○をつける
非課税売上事業のみ （主に介護事業・福祉事業など）	該当する／該当しない
消費者向け事業のみ （主に理美容業・教育事業など）	該当する／該当しない

◆届出状況の確認

項目	どちらかに○をつける
インボイス事業者の登録	登録済／非登録
簡易課税制度の選択	選択済／非選択

※簡易課税選択済みでも、その後に「不適用届出書」が提出されていないか十分に確認すること。

◆売上金額の判定

項目	金額
基準期間の課税売上高	円
特定期間の課税売上高 （課税売上 or 給与等の低いほうの金額）	円

※基準期間の課税売上高が1千万円超の場合、特定期間の判定は不要（金額欄に斜線入れる）。

◆その他の確認事項

項目	どちらかに○をつける
来期の特殊事情見込み （多額の設備投資予定、新規事業進出、休業や事業譲渡）	あり／なし
過去2年間に高額特定資産（単体1千万円以上の棚卸・固定資産）の仕入税額控除	あり／なし

【消費税判定表その二（本則簡易の判定）】

お客様番号 お客様名	(現年度の課税状況)			
				免税
判定対象期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで		
係印・検印	(担当)	(上長)	(所長)	

◆事前確認

- 判定対象期間が以下の「縛りルール対象期間」ではないことを確認した。  
 →簡易課税を選択した場合は少なくとも2年間継続しなければならない(簡易2年縛り)。  
 →高額特定資産(単体で税抜1千万円以上の棚卸資産または固定資産)を本則で仕入税額控除した場合はその期間を含め3年間は簡易課税を選択できない(本則3年縛り)。

◆判定結果その一

	本則税額>簡易税額 従って簡易有利
	本則税額<簡易税額 従って本則有利
	差額僅少のため現時点での判定は保留

◆判定結果その二

	届出書の提出不要
	簡易課税制度【選択】届出書の提出必要
	簡易課税制度【選択不適用】届出書の提出必要

【消費税判定表その二（本則簡易の判定）】

◆売上高・仕入高集計

(進行年度)の(年間推移)の(損益)の(税込)の試算表から以下の数値を転記する。

項目	金額	備考
課税売上 (税込)		うち 簡易第( )種 円 簡易第( )種 円
課税仕入 (税込)		※注 支払相手が非インボイスであることが明確な 仕入は×80%した金額とする。 円

◆本則課税の税額試算

○売上税額 課税売上(税込)×10/110	-	○仕入税額 課税仕入(税込)×10/110 ×課税売上割合	=	○納付税額

◆簡易課税の税額試算

○売上税額 課税売上(税込)×10/110	-	○仕入税額 売上税額×(90~40%)	=	○納付税額
第( )種				
第( )種				
合計				

※但しある事業が課税売上の75%以上を占める場合は、そのみなし仕入率を全体に適用できる。